

## 農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助金交付要綱

(令和6年1月10日 制 定 農園第402号)

### (目的)

第1 電気料金の高騰による影響を受けにくい農業共同利用施設への転換を図るため、事業実施主体が農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 事業実施主体は、次に掲げるものであって、電力使用量を削減する計画を有するもの(いずれも県内)とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 生産者の組織する団体(構成する生産者が3戸以上であるものに限る。)
- (3) 農業を営む法人(農業従事者(農業(販売・加工等を含む。))の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であるものに限る。)

2 対象施設は、農業共同利用施設(穀類乾燥調製施設や青果物集出荷予冷施設)とする。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画書の事業実施施設ごとに、別表第1に掲げる経費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止
- (4) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

### (申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

### (立入検査等)

第6 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

### (前金払)

第7 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。  
2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助金前金払請求書(様式第6号)を広域振興局長に提出しなければならない。

### (提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

### 附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

別表第1（第3関係）

経費	補助額
<p>事業実施主体が施設の省エネルギー化に取り組むために、以下の設備を導入する場合に要する経費（ただし、事業費は500千円以上を対象とする。）</p> <p>(1) 発電設備 太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池等の発電設備 (電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないものであること。)</p> <p>(2) 省エネルギー機器 LED等の省電力機器</p>	<p>定額（ただし、事業費の2分の1以内。1施設当たり2,000千円を上限とする。）</p>

別表第2（第8関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<p>農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助金交付申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 収支予算書</p> <p>3 その他広域振興局長が必要と認める書類</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<p>農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 収支予算書</p> <p>3 その他広域振興局長が必要と認める書類</p>	<p>第4号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	<p>農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助金請求（精算）書</p> <p>1 実績報告書</p> <p>2 収支精算書</p> <p>3 その他広域振興局長が必要と認める書類</p>	<p>第5号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日